

令和2年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社フェイバー（法人番号：3040002009850） 代表者 坂本研
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区中央3-6-14 三家第1ビル2階16号室 (本社営業所) 東京都江戸川区中央3-6-14 三家第1ビル2階16号室
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成31年4月15日及び平成31年4月25日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社なごみ観光バス (法人番号: 4030002119699) 代表者 小林道明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字松原1620-1 (東京営業所) 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎1620-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 270日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和元年6月10日及び令和元年6月17日、定期的な監査を実施。14件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(7)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条第1号)、(14)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 27点 当該事業者の累積点数 27点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	海源観光株式会社 (法人番号：9030001124233) 代表者 山本永海
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県戸田市喜沢南2-6-28 (本社営業所) 東京都足立区大谷田5-33-17 ファインクロス5番館106号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月19日及び令和元年12月25日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。 (1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、 (2) 点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社こまどり交通 (法人番号: 2060001008885) 代表者 齋藤正洋
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市針貝91-1 (埼玉営業所) 埼玉県越谷市谷中町2-39-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 210日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月2日及び令和元年11月8日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第68条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(6)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 21点 当該事業者の累積点数 34点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社忠和興業（法人番号：5040001045688） 代表者 池端喜世加
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県富里市七栄297-1 （本社営業所） 千葉県富里市七栄297-1 シェルバアム105
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和元年9月6日及び令和元年9月19日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(8)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社大地観光バス (法人番号: 5180001103531) 代表者 孟艶
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 愛知県常滑市末広町2-83-1 ラティエラ常滑A棟102号 (成田営業所) 千葉県富里市七栄646-190
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月8日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 46点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社江連観光（法人番号：1050001032920） 代表者 堀江克仁
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県筑西市布川1043 （本社営業所） 茨城県筑西市幸町3-1270-105
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月21日及び令和元年11月6日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3) 乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(4) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)